

出向・転出に伴う手続き等

1. 各種資格証の返却

国土交通省共済組合が発行する共済組合員証等の返却については、下記の対応となります。

共済組合員証等の返却

本人分の共済組合員証のほか、組合員被扶養者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、高齢受給者証、限度額適用・標準負担額減額認定証の内、発行を受けているものも併せて異動前所属の担当者へ返却してください。

2. 健康保険の手続き

①国土交通省共済組合内の他支部への転出

引き続き国土交通省共済組合に加入することになりますが、所属する支部が異なるため、新支部において手続きが必要となります。

②公庫等への出向

出向先の健康保険組合に加入することになります。

③地方公共団体及び他府省への出向

出向先の共済組合に加入することになります。

ご不明な点等がございましたら、異動前所属の担当者までご連絡してください。